

令和８年度山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金事業の概要

補助金等の名称		令和８年度山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金
新規・継続の別		☒ 新規 ☐ 継続
補助等の目的		宿泊税の導入に伴い、宿泊事業者が円滑に税額を徴収・管理するために、レジシステムの改修・新規導入を行い、その改修を通じて業務の効率化と税収の適正化を図るため。
補助等対象事業		宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収と管理を図ることを目的とし、既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に必要な経費の全部又は一部について、補助金を交付する事業。
補助等対象者		(1) 山形市内において旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第１項に規定する旅館業（同条第４項に規定する下宿営業を除く。）の宿泊施設を営む者（住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）に掲げる住宅宿泊事業（いわゆる民泊サービス）を行う事業者を含む。）であること。 (2) 山形市宿泊税条例（令和８年山形市条例第１号）第９条第１項の規定により、特別徴収義務者としての登録を市長に申請しようとする者。 (3) 山形市税の滞納（現年・過年含む）がないこと。 (4) 暴力団等との関係を有していないこと。
補助等対象経費		(1) 既存のレジシステムの改修費 (2) 新たなレジシステムの構築費 (3) ハードウェア及びソフトウェアの購入費 ※消費税及び地方消費税は補助対象外
補助金等の額		補助等対象経費の１０分の１０に相当する額 （１施設当たり上限１５０万円）
交付申請	申請書	山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）
	申請期限（期間）	令和９年１月２９日（金）【郵送の場合は１月２９日必着】
	申請書の添付書類	・補助対象経費内訳書（別紙１） ・市税納付状況確認同意書（別紙２） ・補助対象経費となる整備の内容及び金額がわかる見積書等の写し ・山形市宿泊税条例第９条に規定する当該事項を証明する書類の写し（旅館業営業許可書の写し） （住宅宿泊事業法第３条第１項の届出番号の通知又は標識の写し） ・その他参考となる書類その他
	その他	１５０万円を超える場合は申請内容について事前協議が必要
	決定通知	山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金交付決定通知書（様式第２号） 山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金交付の除外決定通知書（様式第３号）

交付条件		1 山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項の規定を遵守すること。 (交付の条件等) 第7条 補助金等の交付を決定する場合に付する条件は、次の各号に定めるところによる。 (1) 補助事業者等は、補助事業等に要する経費の配分を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。 (2) 補助事業者等は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 2 事業の完了後は速やかに実績報告書を提出すること。 3 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じます。 (1) 偽りその他不正な手段により、補助金等の交付を受けたとき。 (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。 (3) 第6条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。 (4) 前3号に規定するもののほか、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件其他法令又はこの規則に違反したとき。 4 補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供することはできない。 5 山形市監査委員の監査を受けることがあるので、関係書類を事業の完了日が属する年度の翌年度から起算して10年間は整理・保管すること。 6 設備・器具の使用状況の報告を市から求められたときは、これに協力すること。（購入したハードウェア等には、補助金の交付を受けた年度、事業名が明瞭に記載され、かつ、その表示に耐久性のあること。）
事業の変更・中止・廃止	承認を要しない軽微な変更	補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更（増額）を生じないものとする。
	承認申請	変更：山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を提出 中止：山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出
	承認通知	山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金事業（変更・中止（廃止））承認通知書（様式第6号）
事業実施状況報告		
実績報告	報告方法	山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金事業実績報告書（様式第8号）
	報告期限	令和9年3月31日（水）【郵送の場合は3月31日必着】
	報告書の添付書類	・補助対象経費明細書（別紙3） ・補助対象経費分の領収書等の写し ・補助対象経費の納品書又は作業完了報告書等の写し ・その他市長が必要と認める書類
	その他	
補助金等の額の確定通知		山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金額確定通知書（様式第9号）

交付決定の取消通知		山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金交付の取消通知書 (様式第10号) 山形市宿泊税レジシステム改修等支援事業費補助金返還請求書 (様式第11号)
概算払の有無		☐ あり ☒ なし
消費税等仕入控除税額の取扱い		☐ あり ☒ なし
財産処分	承認が必要な 機械、器具等	補助事業により取得し、又は効用の増加した財産
	適正化規則第 18条ただし 書の期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間
	承認申請	財産の処分承認申請書（様式第12号） 財産の処分承認通知書（様式第13号）
帳簿等の保管期間		補助等対象事業の完了年度の翌年度から10年間
予算措置		【歳出】 観光地域環境整備事業に要する経費 7款1項3目22大事業2中事業18節1細節786細々節 94,800,000円 【歳入】 なし
補助事業等の実施日		令和8年7月29日（水）（事業者説明会の翌日）
昨年度からの変更点		
その他特記事項		【上記のほか、事業を実施する上で特記すべき事項について記載すること。】

※申請書等の様式は、必要に応じて作成し、この資料に添付すること。独自の様式を定めない場合には、財務会計の手引の様式集に定める様式例によること。
 ※上記の欄に記載し難い場合は、「別紙のとおり」として別紙を添付すること。